

国民健康保険税の内訳



国民健康保険税 税率表

区 分		平成 25 年度 (改定前)	平成 26 年度 (改定後)	引き上げ幅
医療保険分 (75 歳未満) 賦課限度額: 51 万円	所得割	6.50%	7.79%	1.29%
	資産割	38.18%	38.18%	据え置き
	均等割	18,450 円	26,450 円	8,000 円
	平等割	19,160 円	25,160 円	6,000 円
後期高齢者支 援金分 (75 歳未満) 賦課限度額: 14 万円	所得割	1.95%	2.15%	0.20%
	資産割	12.89%	12.89%	据え置き
	均等割	6,600 円	8,000 円	1,400 円
	平等割	5,800 円	6,500 円	700 円
介護納付金分 (40 歳～64 歳) 賦課限度額: 12 万円	所得割	1.69%	2.19%	0.5%
	資産割	13.19%	13.19%	据え置き
	均等割	8,280 円	11,750 円	3,470 円
	平等割	5,050 円	7,150 円	2,100 円

○所得割は、前年度の所得にかかる税率

○資産割は、当該年度の固定資産税にかかる税率

○均等割は、被保険者 1 人あたりの税額

○平等割は、1 世帯あたりの税額

<所得金額の少ない世帯への軽減措置>

所得金額の少ない世帯に対して、均等割、平等割の 7 割・5 割・2 割軽減措置があります。

国民健康保険税の税率改正に関する説明会

改正内容と国保制度について説明会を開催します。あわせて、健康づくりのための講話を行います。開催場所や日程については「おしらせ版」などでお知らせします。多くのみなさんご参加をお願いします。

●お問合せ先 山都町役場 健康福祉課 (72-1173)

国民健康保険からのお知らせ

平成 26 年度から 国民健康保険税の税率を 改正します

～国保税の改正にご理解とご協力をお願いします～

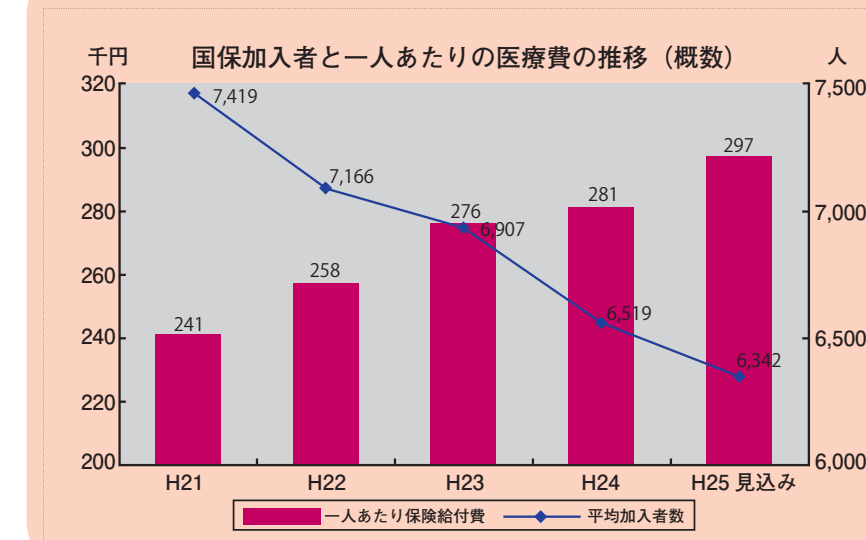
平成 25 年 12 月 5 日開催の山都町議会第 4 回定例会（12 月議会）において、山都町国民健康保険税条例の改正案が可決されました。

国民健康保険制度は、国保加入者が納める国民健康保険税（国保税）と国・県からの補助金、町の一般会計からの繰出金などで運営しており、国保税収入は重要な財源となっています。

山都町の国保税の税率については、平成 20 年度から据え置きとしてきましたが、加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより、医療費が増加傾向にある一方で、加入者の減少や景気低迷の影響などから国保税の収入は年々低下しています。

近年生じた事業運営の赤字分については、国民健康保険財政調整基金（基金）を取り崩しながら補てんし、加入者の税負担軽減に努めてきました。しかし、今年度も医療費は伸びており国保財政は厳しい状況が続いています。

このような中、国民健康保険事業を健全かつ安定的に運営していくため、平成 26 年度から国保税の改正を行います。厳しい家計状況の中での国保税の値上げとなりご負担をおかけしますが、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします



増え続ける医療費

本町の国民健康保険の加入者数は毎年約 300 人ずつ減少しているにもかかわらず、医療費は増えています。平成 21 年から 4 年間で、一人あたり約 4 万円も増えています。

今年度も、医療費は増加傾向にあり、医療費削減が課題となっています。